提　出　書（申立人用）【調停・別二審判用】

神戸家庭裁判所　　　　御中

１　「裁判所に提出していただく書類について」を受領し、以下の事項が記載され

ていることを確認しました。

・　他方当事者のいる調停・審判事件の場合、裁判所提出分と他方当事者交付用

（同じもの）として２部提出してください。裁判所に提出された書類は、原則、開示します（他方当事者に見られます。）。

・　他方当事者等に見られることで、生命・身体に危険が生ずる情報は提出しないでください。

・　他方当事者等に知られることで生命・身体に危険が生じるおそれがある情報が含まれている書類をどうしても提出しなければならない場合は、「資料非開示の申出書」と一体にして提出してください。

２　裁判所には、個人番号（マイナンバー）の記載のない書類を提出することは分かりました。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　（印不要）